（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第二十二条　郵便保険会社は、法第百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～八　略］

九　当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（前号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十　［略］

２　［略］

（郵便保険会社の合併の認可の申請）

第二十三条　郵便保険会社は、法第百四十一条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～十　略］

十一　合併後の郵便保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二　［略］

２　［略］

（郵便保険会社の会社分割の認可の申請）

第二十四条　郵便保険会社は、法第百四十一条第七項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～十三　略］

十四　当該会社分割により郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十一号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五　［略］

２　［略］

第二十八条　法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～八　略］

九　郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十　郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百四十一条第三項の規定により認可を受けている場合（第二十二条第一項第八号又は第九号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一条第五項の規定により認可を受けている場合（第二十三条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一条第七項の規定により認可を受けている場合（第二十四条第一項第十一号又は第十四号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十九条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十二号に掲げる場合を除く。）

（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第二十二条　［同上］

［一～八　同上］

九　当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十　［同上］

２　［同上］

（郵便保険会社の合併の認可の申請）

第二十三条　［同上］

［一～十　同上］

十一　合併後の郵便保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二　［同上］

２　［同上］

（郵便保険会社の会社分割の認可の申請）

第二十四条　［同上］

［一～十三　同上］

十四　当該会社分割により郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五　［同上］

２　［同上］

第二十八条　［同上］

［一～八　同上］

九　郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八条の二第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十　郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合